

# 1 納入申込書における留意点

## (1) 納入申込書提出対象者および提出先について

### ○令和8年度（7年分）納入申込書の提出

R 8.1.1 付の在籍状況	R 7年中の支給総額	提出義務	提出先
在職中	金額に関わらず	有	R 8.1.1 時点の住所地市区町村
退職している	30万円超	有	退職時点の住所地市区町村
	30万円以下	※無	退職時点の住所地市区町村

※退職までの支給総額が30万円以下の場合には、提出義務はありませんが、市・県民税に影響がある場合もあるため、他の方の分とあわせてご提出いただけるようお願いします。

### ◆◆誤りやすい事例◆◆

#### (A) 退職者の分を提出していない

→退職者についても、上記のとおり提出が必要です。

#### (B) パート、アルバイトや青色事業専従者の方の分を提出していない

→雇用形態（正規、非正規）や役職に関わらず、給与の支払をした場合には報告する義務があります。

#### (C) 本人が申告するため、提出していない

→本人の申告有無に関わらず、提出が必要です。

#### (D) 税務署への提出義務と同じだと思っていた

→税務署に源泉徴収票を提出する分以外も提出が必要です。

### 【参考：住所地と課税地について】

原則として、令和8年1月1日時点で住民登録されている市区町村で課税されます。

#### （例1）令和7年12月25日に行田市からA市に転出した場合

⇒令和8年1月1日時点は、転出先の「A市」に住民登録されているので、令和8年度は転出先のA市が課税します。

#### （例2）令和8年1月4日に行田市からB市に転出した場合

⇒令和8年1月1日時点の住所地は「行田市」なので、令和8年度までは行田市で課税します。

## (2) 総括表について

### ○総括表の添付

令和7年度給与支払報告書を行田市に提出された事業所様に対し、行田市作成の「令和8年度用総括表」を送付しますので、給与支払報告書の提出にあたってはそちらの総括表を必ず添付してください。

他の様式の総括表で提出される場合は、行田市における8桁の指定番号、特別徴収・普通徴収ごとの従業員数を明記し、行田市より送付した総括表も添付してください。

### ○総括表記載方法

追加 令和 年 月 日 提出			特別徴収義務者指定番号	
訂正 行田市長あて				
給与支払者 (特別徴収義務者)	1 給与の支払期間	令和7年1月分から12月分まで	10 提出区分	年間分 退職者分
	2 個人番号 又は法人番号	①		
	3 郵便番号	〒	-	11 給与支払の方法及び期日
	(フリガナ)			
	4 所在地 (住所)	12 事業種目その他必要な事項		
	電話( ) -	13 提出先 市区町村数		
	(フリガナ)	14 受給者総人員 ② 人		
	5 名称 (氏名)	15 報告人員 特別徴収 (給与天引) ③ 人		
	6 代表者の職氏名	16 所轄税務署 (ア) 普通徴収切替理由書の合計人數 ④ 人		
	7 経理責任者氏名	合計 ⑤ 人		
8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	17 納入書 要・不要 ⑥			
9 会計事務所等の名称及び電話番号	※普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。			

#### ① 「個人番号又は法人番号」欄の確認について

##### «法人»

送付した総括表に印字された法人番号が誤っている場合、朱書きにて訂正をお願いします。空欄の場合は、朱書きで補記をお願いします。

##### «個人事業主»

朱書きで「個人番号」の補記を記入欄右詰めでお願いします。また、提出する際は個人番号確認書類（マイナンバーカードの写しなど）+身元確認書類（運転免許証の写しなど。送付した総括表を使用する場合は不要）の2点を添付してください。

eLTAXにて提出される場合は、忘れずに法人番号（個人番号）を入力してください。

なお、個人番号確認書類・身元確認書類の添付は省略できます。

- ②「受給者総人数」欄には、令和8年1月1日現在において、行田市在住の有無に関わらず給与等の支払いを受けている人の総人数を記入してください。
- ③「特別徴収（給与天引）」欄には、行田市に対して個人明細書を提出する人員のうち、令和8年度特別徴収（給与から市民税・県民税を差し引いて納める方法）の対象となる人の人員数を記入してください。
- ④「普通徴収切替理由書の合計人数」欄には、行田市に対して個人明細書を提出する人員のうち、令和8年度特別徴収できない人員数を記入してください。なお、該当者がいる場合は「普通徴収切替理由書」も併せて記入し、提出してください。
- ⑤「合計」欄には、行田市に対して個人明細書を提出する人員の合計数を記入してください。
- ⑥「納入書」欄では、特別徴収税額を納入する際に、行田市から送付された納入書を使用する場合には、納入書欄の要に○を、電子納入等で使用しない場合には不要に○をしてください。なお、どちらにも○がない場合は要とみなします。

#### ○普通徴収切替理由書徴収区分

雇用形態に関わらず、原則全ての従業員様を特別徴収することとなっており、普通徴収にできるのは、普通徴収切替理由書兼仕切書に記載された理由に該当する場合のみとなります。

##### 【参考：普通徴収切替理由】

- 普 A：総従業員数が2人以下（下記普 B～普 Fに該当する方を差し引いた人数）
- 普 B：他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）
- 普 C：給与が少なく税額が引けない（住民税が非課税の場合など）
- 普 D：給与の支払が不定期
- 普 E：事業専従者（個人事業主のみ対象）
- 普 F：退職者又は退職予定者（令和8年5月末日まで）及び休職者

#### 【個人別明細書への普通徴収切替理由の記載例】

8

給与支払報告書（個人）	種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
	給料・賞与	内	円		円		円	内	円	
	給料・賞与			1,650,000		1,000,000		739,457		17,800
	(源泉)控除対象配偶者の有無等	老人	控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数		
	有	從有	円	特定	老人	その他	特親	特別	その他	
			人	内	人	從人	人	内	人	人
			人	人	人	從人	人	人	人	人
	特定親族特別控除の金額	社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
		内	円	円	円	円				
			259,457							
(摘要) 普A		「普通徴収切替理由書兼仕切書」に普通徴収対象者の人数を記入するとともに、個人別明細書の摘要欄にも符号(普A～普Fのいずれか)を記載してください。(eLTAX等の電子媒体で提出する場合も含みます。)								

### (3) 給与支払報告書（個人別明細書）について

個人明細書は、税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と複写により同時に作成できるよう同一様式としています。あわせて国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出手引き」参照し、記入してください。

#### ＜主な注意点＞

- 支払を受ける者のフリガナ、生年月日、個人番号は忘れずに記載してください。
- 被扶養者の氏名（フリガナ）、個人番号は必ず記載してください。
- 源泉徴収票とは異なり、16歳未満の扶養親族の個人番号も記載が必要です。
- プリンターで印刷する場合、印字位置のずれがないことを必ず確認してください。

#### ＜記載の説明＞

##### ●前職分も含めて年末調整した場合について

…前職の給与支払者・給与支給額・源泉徴収税額・控除社会保険料額を必ず記入してください。

##### 【前職分を含めて年末調整した場合の記載例】

8 種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額 ( 調 整 控 除 後 )	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
	内	円	内	円	内	円	
給料・賞与	内	円	内	円	内	円	
給料・賞与	内	円	4,481,600	1,424,600	222,700		
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者の額	内	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者 である 親族の数	
老人	内	円	内	内	内	内	
有	従有	内	内	内	内	内	
前職分を含めて年末調整をした場合は、給与支払者・給与支給額・源泉徴収税額・控除社会保険料額を必ず摘要欄に記載してください。							
特定親族特別控除の金額	内	円	内	円	内	円	
	内	円	844,600				
(摘要)	行田市本丸2-5 行田忍印刷株式会社 令和7年3月31日退職 支払金額 1,500,000 徴収税額 55,410 社会保険料 211,225						

##### ●住宅借入金等特別控除について

###### ① 「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄

…住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、「居住開始年月日」及び「住宅借入金等特別控除可能額」を必ず記入してください。

###### ② 「住宅借入金等特別控除の額」欄

…住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載してください。

###### ③ 「住宅借入金等特別控除区分」欄

…住宅借入金特別控除区分は「住」「認」「増」「震」の4つありますが、このうち「住」と「認」に該当する場合のみ住民税での税額控除も適用されます。増改築であっても、10年以上のローンを組んでいれば、一般の住宅借入金等特別控除「住」に該当するのですが、こちらを誤って「増」と記載されているケースが散見されます。この場合、税額控除が受けられませんので、住宅借入金等特別控除の申告初年度の内容を確認していただくなど、注意していただくようお願いします。

###### ④ 「住宅借入金等年末残高」欄

…年末残高と特別控除可能額については、前年と同額を記載するのではなく、必ず申告する年の年末残高と、そこから計算された可能額をその都度記載してください。

## 【住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合の記載例】

<b>給与支払報告書</b> <b>個人別明細書</b>	8	種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 ( 調 整 控 除 後 )																																																																																			
	給料・賞与		内 円 11,300,000		内 円 9,200,000																																																																																				
	(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者(特別)	控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)																																																																																		
	有		老人	有	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人																																																																										
					260,000	1	1	1	4	1	5	1	1	2																																																																											
	特定親族特別控除の金額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額																																																																																
	内 円 0		内 円 0		内 円 50,000		内 円 228,600																																																																																		
	(摘要) ①必ず「居住開始年月日」と「住宅借入金等特別控除可能額」を記入してください。 (1)忍王 (2)忍六郎(01) (3)忍季子(年少)																																																																																								
	07年3月31日退職 保険料211,225円																																																																																								
	(1)忍王 (2)忍六郎(01) (3)忍季子(年少)																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>生命保険料の金額の内訳</td> <td>新生命保険の金額</td> <td>内 円 80,000</td> <td>旧生命保険料の金額</td> <td>内 円 0,000</td> <td>介護医療保険料の金額</td> <td>内 円 90,000</td> <td>新個人年金保険料の金額</td> <td>内 円 360,000</td> <td>旧個人年金保険料の金額</td> <td>内 円 180,000</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>住宅借入金等特別控除の額の内訳</td> <td>住宅借入金等特別控除適用額</td> <td>内 円 1</td> <td>居住開始年月日(1回目)</td> <td>年 27 月 8 日 6</td> <td>住宅借入金等特別控除区分(1回目)</td> <td>住(特)</td> <td>住宅借入金等年末残高(1回目)</td> <td>内 円 35,000,000</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅借入金等特別控除可能額</td> <td>内 円 350,000</td> <td>居住開始年月日(2回目)</td> <td>年 月 日</td> <td>住宅借入金等特別控除区分(2回目)</td> <td>住(特)</td> <td>住宅借入金等年末残高(2回目)</td> <td>内 円 0</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>(源泉・特別)控除対象</td> <td>(フリガナ)</td> <td>オン ハナコ</td> <td>区分</td> <td>配偶者の有無等</td> <td>内 円 40</td> <td>国民年金保険料等の金額</td> <td>内 円 0</td> <td>旧長期損害保険料の金額</td> <td>内 円 0</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>忍花子</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>																生命保険料の金額の内訳	新生命保険の金額	内 円 80,000	旧生命保険料の金額	内 円 0,000	介護医療保険料の金額	内 円 90,000	新個人年金保険料の金額	内 円 360,000	旧個人年金保険料の金額	内 円 180,000						住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用額	内 円 1	居住開始年月日(1回目)	年 27 月 8 日 6	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	内 円 35,000,000							住宅借入金等特別控除可能額	内 円 350,000	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(2回目)	内 円 0						(源泉・特別)控除対象	(フリガナ)	オン ハナコ	区分	配偶者の有無等	内 円 40	国民年金保険料等の金額	内 円 0	旧長期損害保険料の金額	内 円 0							氏名	忍花子												
生命保険料の金額の内訳	新生命保険の金額	内 円 80,000	旧生命保険料の金額	内 円 0,000	介護医療保険料の金額	内 円 90,000	新個人年金保険料の金額	内 円 360,000	旧個人年金保険料の金額	内 円 180,000																																																																															
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用額	内 円 1	居住開始年月日(1回目)	年 27 月 8 日 6	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	内 円 35,000,000																																																																																	
	住宅借入金等特別控除可能額	内 円 350,000	居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(2回目)	内 円 0																																																																																	
(源泉・特別)控除対象	(フリガナ)	オン ハナコ	区分	配偶者の有無等	内 円 40	国民年金保険料等の金額	内 円 0	旧長期損害保険料の金額	内 円 0																																																																																
	氏名	忍花子																																																																																							
③区分は、「住」「認」「増」「震」の4つのうち、「住」「認」に該当する場合のみ住民税での税額控除も適用されます。 (※「増」と記載するのは特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当する場合のみです。記載誤りにより、住民税の控除が受けられないケースが発生していますので御注意ください。)																																																																																									
④前年と同額ではなく、申告される年の年末残高を記載してください。また、そこから特別控除可能額を算出してください。																																																																																									
忍夏子 分 (2)78901234 123456789014 56 オンアキコ 区分 忍秋子 区分																																																																																									
5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号。																																																																																									

### ●配偶者控除・配偶者特別控除について

- ① 「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄
  - …年末調整済みの場合は、控除対象配偶者がいる場合には「○」を記載し、特別控除対象配偶者の場合は空欄としてください。
  - …年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者がいる場合に「○」を記載してください。
  - ※「老人」欄は「○」を付す配偶者が老人控除対象配偶者である場合、ともに「○」を付してください。
- ② 「配偶者(特別)控除の額」欄
  - …配偶者控除額または配偶者特別控除額を記載してください。
- ③ 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄
  - …年末調整済みの場合は、控除対象配偶者または特別控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。
  - …年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。
- ④ 「配偶者の合計所得」欄
  - …年末調整済みの場合は、配偶者控除または特別控除対象配偶者の合計所得金額を記載してください。
  - …年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者の所得の見積額を記載してください。

## 【配偶者特別控除の記載例】

種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額 ( 調 整 控 除 後 )		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
	内	円	内	円	内	円	内	円
給料・賞与			11,300,000					
(源泉)控除対象配偶者の有無等	老人	配偶者(特別)控除の額	特 定	老	②配偶者特別控除の額を記載してください。 (配偶者控除適用の場合も同様に控除額を記載してください。)			
有 徒 有		260,000	1	1	1	4	1	5
給 与 支 払	特定期別控除の金額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
	内	内	内		内		内	
	630,000	1,624,158	120,000		50,000		228,600	
<p>①年末調整済みの場合は、控除対象配偶者を有しているときのみ「○」を付してください。配偶者特別控除の対象となる配偶者については「○」は不要です。(年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付してください。)</p> <p>※「老人」欄は、「○」を付す配偶者が老人控除対象配偶者である場合に、ともに「○」を付してください。</p>								
人 別 明 細 書	生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	③年末調整済みの場合は、控除対象配偶者または特別控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。(年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。)					
	住宅借入金等特別控除の額の内訳	新住宅借入金等特別控除の額						
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	オシ ハナコ	区 分	配偶者の合計所得	840,000	国民年金保険料の額	既長期損害保険料の額	
	個人番号	忍花子				基礎控除額	前得金額	
		234567890123				調整控除額		
<p>④年末調整済みの場合は、控除対象配偶者または特別控除の配偶者の所得を記載してください。 (年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者配偶者の所得の見積額を記載してください。)</p>								

### ●配偶者控除の対象とならない配偶者に係る障害者控除について

- ・障害者の数欄に人数を記載するほか、摘要欄に配偶者氏名、その後ろに「(同配)」と記載してください。

## 【控除対象配偶者でない同生計配偶者が同居特別障害者に該当する場合の記載例】

種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額 ( 調 整 控 除 後 )		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
	内	円	内	円	内	円	内	円
給料・賞与	内		11,300,000		9,200,000		3,654,158	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数
有 徒 有			特 定	老	その他の	特 殊	特 別	その他の
		1					1	1
給 与 支 払	特定親族特別控除の金額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
	内	内	内		内		内	
	1							
<p>(摘要) 忍 花 子 (同配) ←</p> <p>控除対象配偶者でない同生計配偶者(受給者の合計所得金額が1,000万円超のとき、合計所得金額48万円以下の配偶者)が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当し、障害者控除の適用を受ける場合、氏名の後に(同配)と記載してください。</p>								

## ●控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合について

## 「摘要」欄

① 5人目以降の方の氏名をご記載ください。また、氏名の前に括弧書きの数字を付してください。  
② 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に『(年少)』と記載してください。  
③ 国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に該当する区分の番号を括弧書きにて記載してください。

## 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄

④ 個人番号の前には「摘要」の欄において、氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。

### 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄

⑤ 個人番号の前には「摘要」の欄において、氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。

⑥ 特定親族特別控除の該当者がいる場合は控除額もご記入ください。

#### 【控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合の記載例】

8		<p>~忍太郎の控除対象配偶者及び扶養親族は以下のとおりです。~</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・控除対象配偶者：忍花子</li> <li>・控除対象扶養親族：忍一郎(同居老人・特別障害者)、忍二郎(特定親族特別)、忍三郎(特定親族)、忍四郎、忍五郎(一般扶養)、忍六郎(一般扶養、非居住)</li> <li>・16歳未満扶養親族：忍春子、夏子、秋子、冬子、季子</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																			
		<table border="1"> <tr> <td>所得控除の額の合計額</td> <td colspan="4">源泉徴収税額</td> </tr> <tr> <td>内</td> <td colspan="4">内</td> </tr> </table>										所得控除の額の合計額	源泉徴収税額				内	内																																																																																																																																																																																																																			
所得控除の額の合計額	源泉徴収税額																																																																																																																																																																																																																																				
内	内																																																																																																																																																																																																																																				
		<p>⑥特定親族特別控除対象者がいる場合は、控除額も記入してください。</p>																																																																																																																																																																																																																																			
		<table border="1"> <tr> <td>の有無等</td> <td>老人</td> <td>控除の額</td> <td>特 定</td> <td>老 人</td> <td>その他の</td> <td>特 別</td> <td>老 人</td> <td>特 別</td> <td>老 人</td> <td>その他の</td> <td>親族の数</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> <td>内</td> <td>内</td> <td>内</td> <td>内</td> <td>内</td> <td>内</td> <td>内</td> <td>内</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>260,000</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特定親族特別控除の金額</td> <td colspan="3">社会保険料等の金額</td> <td colspan="3">生命保険料の控除額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">内</td> <td colspan="3">内</td> <td colspan="3">内</td> <td colspan="3">内</td> </tr> <tr> <td colspan="3">630,000</td> <td colspan="3">1,624,158</td> <td colspan="3">120,000</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>										の有無等	老人	控除の額	特 定	老 人	その他の	特 別	老 人	特 別	老 人	その他の	親族の数	有	無		内	内	内	内	内	内	内	内				260,000	1	1	1	4	1	5	1	1	2	特定親族特別控除の金額			社会保険料等の金額			生命保険料の控除額						内			内			内			内			630,000			1,624,158			120,000																																																																																																																																																							
の有無等	老人	控除の額	特 定	老 人	その他の	特 別	老 人	特 別	老 人	その他の	親族の数																																																																																																																																																																																																																										
有	無		内	内	内	内	内	内	内	内																																																																																																																																																																																																																											
		260,000	1	1	1	4	1	5	1	1	2																																																																																																																																																																																																																										
特定親族特別控除の金額			社会保険料等の金額			生命保険料の控除額																																																																																																																																																																																																																															
内			内			内			内																																																																																																																																																																																																																												
630,000			1,624,158			120,000																																																																																																																																																																																																																															
		<p>(摘要) 行田市本丸2-5 行田忍印刷 株式会社 (和) 支払金額1,500,000円 徴収税額55,410円 社会保</p> <p>(1)忍五郎 (2)忍六郎(01) (3)忍季子(年少)</p>																																																																																																																																																																																																																																			
<p>※扶養親族等が非居住者(国内に住所を有しない者)である場合には、以下の内容から該当する番号を「区分」欄に記載してください。</p> <p>01:非居住者(30歳未満又は70歳以上)      02:非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)      03:非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)      04:非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)      なお、非居住者でも、個人番号が交付されている方については、個人番号を記載してください。</p>																																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <tr> <td>控除対象扶養親族</td> <td colspan="3">個人番号</td> <td colspan="3">区分</td> <td colspan="3">個人番号</td> <td colspan="3">区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">1</td> <td>(フリガナ)</td> <td colspan="3">忍一郎</td> <td colspan="3">01</td> <td>(フリガナ)</td> <td colspan="3">忍春子</td> <td colspan="3">01</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td colspan="3">345678901234</td> <td colspan="3"></td> <td>個人番号</td> <td colspan="3">123456789013</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ)</td> <td colspan="3">忍二郎</td> <td colspan="3">02</td> <td>(フリガナ)</td> <td colspan="3">忍夏子</td> <td colspan="3">02</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td colspan="3">456789012345</td> <td colspan="3"></td> <td>個人番号</td> <td colspan="3">123456789014</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ)</td> <td colspan="3">忍三郎</td> <td colspan="3">03</td> <td>(フリガナ)</td> <td colspan="3">忍秋子</td> <td colspan="3">03</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td colspan="3">567890123456</td> <td colspan="3"></td> <td>個人番号</td> <td colspan="3">123456789015</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(フリガナ)</td> <td colspan="3">忍四郎</td> <td colspan="3">04</td> <td>(フリガナ)</td> <td colspan="3">忍冬子</td> <td colspan="3">04</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td>個人番号</td> <td colspan="3">123456789016</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>外 國 人 外 國 人 外 國 人</td> <td>死 亡 者 死 亡 者 死 亡 者</td> <td>病 害 者 病 害 者 病 害 者</td> <td>区分</td> <td>区分</td> <td>区分</td> <td>区分</td> <td>区分</td> <td>区分</td> <td>区分</td> <td>区分</td> <td>区分</td> </tr> <tr> <td>支</td> </tr> <tr> <td colspan="12"> <p>※源泉徴収票には16歳未満の扶養親族の個人番号を記載しませんが、給与支払報告書には記載が必要となりますのでご注意ください。</p> </td> </tr> </table>												控除対象扶養親族	個人番号			区分			個人番号			区分			1	(フリガナ)	忍一郎			01			(フリガナ)	忍春子			01			氏名							氏名							個人番号	345678901234						個人番号	123456789013						(フリガナ)	忍二郎			02			(フリガナ)	忍夏子			02			氏名							氏名							個人番号	456789012345						個人番号	123456789014						(フリガナ)	忍三郎			03			(フリガナ)	忍秋子			03			氏名							氏名							個人番号	567890123456						個人番号	123456789015						(フリガナ)	忍四郎			04			(フリガナ)	忍冬子			04			氏名							氏名							個人番号							個人番号	123456789016						外 國 人 外 國 人 外 國 人	死 亡 者 死 亡 者 死 亡 者	病 害 者 病 害 者 病 害 者	区分	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	<p>※源泉徴収票には16歳未満の扶養親族の個人番号を記載しませんが、給与支払報告書には記載が必要となりますのでご注意ください。</p>																			
控除対象扶養親族	個人番号			区分			個人番号			区分																																																																																																																																																																																																																											
1	(フリガナ)	忍一郎			01			(フリガナ)	忍春子			01																																																																																																																																																																																																																									
	氏名							氏名																																																																																																																																																																																																																													
	個人番号	345678901234						個人番号	123456789013																																																																																																																																																																																																																												
	(フリガナ)	忍二郎			02			(フリガナ)	忍夏子			02																																																																																																																																																																																																																									
	氏名							氏名																																																																																																																																																																																																																													
個人番号	456789012345						個人番号	123456789014																																																																																																																																																																																																																													
(フリガナ)	忍三郎			03			(フリガナ)	忍秋子			03																																																																																																																																																																																																																										
氏名							氏名																																																																																																																																																																																																																														
個人番号	567890123456						個人番号	123456789015																																																																																																																																																																																																																													
(フリガナ)	忍四郎			04			(フリガナ)	忍冬子			04																																																																																																																																																																																																																										
氏名							氏名																																																																																																																																																																																																																														
個人番号							個人番号	123456789016																																																																																																																																																																																																																													
外 國 人 外 國 人 外 國 人	死 亡 者 死 亡 者 死 亡 者	病 害 者 病 害 者 病 害 者	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分																																																																																																																																																																																																																										
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支																																																																																																																																																																																																																										
<p>※源泉徴収票には16歳未満の扶養親族の個人番号を記載しませんが、給与支払報告書には記載が必要となりますのでご注意ください。</p>																																																																																																																																																																																																																																					

## 2 納入申込書提出後における留意点

### 納入申込書提出後に異動が生じた場合

#### ●各種届出の提出

総括表提出後に事業所情報に変更が生じた場合は、所在地・名称変更届出書を提出してください。

特別徴収を行う旨の納入申込書を提出した後、退職・休職・転勤の異動が生じた場合は、必ず「異動届出書」を提出してください。

普通徴収で提出した後、特別徴収に変更する場合は、「切替届出書」を提出してください。

#### 【参考：法人番号・個人番号の記載について】

##### ○所在地・名称変更届

事業所の法人番号の記載が必要。個人事業主の場合、個人番号の記載は不要。

##### ○切替届出書

事業所の法人番号の記載が必要。個人事業主の場合、個人番号の記載は不要。

##### ○異動届出書

給与支払者の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）及び、給与所得者の個人番号の記載が必要。

##### （注意事項）

- (1) 転勤の場合、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から個人番号の提供を受け記載してください。  
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付してください。
- (2) 勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」を記載したうえで、①マイナンバーカードまたは、②運転免許証などの身元確認書類及び通知カードの写しなどの個人番号確認書類を添付してください。

#### 【お問い合わせ】

〒361-8601 行田市本丸2番5号  
行田市役所 税務課 市民税担当  
048-556-1111 (内線 232・231)

行田市ホームページ <http://www.city.gyoda.lg.jp/>  
税金に関するページ <http://www.city.gyoda.lg.jp/kurashi/zeikin/>

#### 【地方税ポータルシステム「eLTAX」について】

地方税共同機構ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>